



「年収の壁」を意識して、 パート労働者等が十分に働けない

パートタイム・アルバイトで働く方が、一定の年収を超えた際に、社会保険に加入することによる手取り額の減少を避けるため、収入を抑えるために就業調整し、人手不足が解消されない。



原因

1

【106万円の壁】

厚生年金・健康保険加入（年収106万円以上）で手取り額減少①

2

同上②

3

【130万円の壁】

国民年金・国民健康保険加入（年収130万円以上）で手取り額減少

4

配偶者手当の停止で手取り額減少

など…

解決策

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）で、賃上げによる基本給の増額、所定労働時間の延長など、手取り額を減らさない取組を！

本人負担分の保険料相当額を**社会保険適用促進手当（標準報酬算定除外）**として支給し、手取り額を減らさない取組を！

事業主の証明により、一時的に収入増でも、引き続き被扶養者認定が可能に！

配偶者手当を見直して、若い人材の確保や能力開発に重点を置いた賃金・人事制度を検討しませんか！

上記は一例です。ご要望に応じた支援を行っています。
問題点や原因が潜んでいるかもしれません。**まずはご相談を！**

STEP 1 電話・メール・ご来所にて相談

STEP 2 専門家を派遣し、お手伝い

ぎふ働き方改革推進支援センター

TEL 0120-226-311（フリーダイヤル）

FAX 058-201-5833

E-mail info@task-work.com